

## 第2回政策調整会議結果報告

1 日 時 平成21年4月24日(金) 10時00分～11時45分

2 場 所 役場2階 審議室

3 出席者

《構成員》田浦副町長、服部総務課長、伊藤産業振興課長、田中町民生活課長

《説明員》松田町立病院事務長、山川次長

《庶務》総務課企画財政班 石田主幹、新井主任

4 内 容

### 1 町立病院診療費のクレジット支払いについて

#### [担当から資料により説明]

- ・ 診療費のクレジットによる支払いについて、7月1日からの導入を考えている。
- ・ メリットとして4点
  - ：急な受診で出費が必要となった時に、多額の現金を持ちあわせる必要がなくなる。
  - ：日常でのカード支払いが浸透しており、他の病院と同じ診療行為なら、クレジット支払いができる、病院で受診することが想定でき、新しい顧客の開拓による病院の増収が想定できる。
  - ：町外及び外国からの観光客の支払いの利便性の向上が図られる。
- 特に外国人については、支払いに必要な「円」を持ち合わせていない場合がある。また、町外の旅行者からも問い合わせがある。
- ：未収金の大半が診療費の計算ができない、土日祭日の休診日であり、カード支払いにすることで解消が図られる。
- ・ カード会社からクレジット読み込みレコーダー等の機器類は、無料提供を受ける。
- ・ 手数料は病床数により、2%を提示されている。今後は、利用実績に応じて変更協議を行う。2%より上がることはない。
- ・ 患者負担金は年間1億円であり、この内5%がカード払いを利用したと想定した金額は500万円で、これにかかる手数料が、2%であれば10万円である。
- ・ 使えるカードをJCB, Visa, MASTERとし、クレジット会社は公募する。

- ・ 7月1日からの開始であれば、5月21日までに申し込む必要がある。

#### **[協議内容(全体)]**

- ・ 多様な納付方法を整えることは、利用者の利便性向上につながる。また、カード決済により、未収金事務などの改善が図られることから、導入のメリットは高い。
- ・ 2%の手数料負担は、年間の未収金以上とも想定される。
- ・ 収納手段により、利用者の利益差（カード決済にはポイントの還元等）が生じるという課題がある。H18年に自治法改正後も、カード決済が広がらない理由は、公金の支払いに利益差が生じる課題の整理が、難しいところにある。
- ・ 病院診療費でカード決済を導入すれば、税をはじめ他の公共料金との整合性を今後どう図っていくかも検討が必要。

#### **[総括]**

- ・ **病院診療費のカード決済については、課題を優越するメリットがあるとの判断から、先行導入する。**
- ・ **今後の利用状況や、他の公共料金を含めた場合の手数料について確認しておくこと。**
- ・ **手数料及び他の公共料金を含めた課題については、研究課題として、検討を進めていくこととする。**